

1年以内の貸付申請・契約手順



step1

公募内容、貸付条件等をチェック！

「道路事業予定地の一時貸付募集要項」を必ずご確認ください、
ご不明点はお問い合わせください。



step2

申請書を提出！

「公有財産貸付申請書」と以下の必要書類をご提出ください。

(1) 土地利用計画書(必要に応じて、事業計画書)

➡土地の利用の仕方に関する図面等の資料

※土地の利用に伴う通路も含めて、貸付範囲として申請してください。

(2) 使用前の現地写真

➡貸付終了時に行く、原状回復の参考とするための写真

※申込期間は、毎月1～10日です。期間内に申し込みがない場合に限り、
11日から先着順で受け付けます。



step3

申請内容の確認(本市)

以下のような場合には、本市から申請者へご連絡します。

- 申請書、添付書類に不備がある場合
- 申請内容に不明点がある場合
- 土地の分割を伴う場合や、1物件に複数の貸付申請があった場合等で、申請者と調整が必要な場合



step4

借受人の決定(本市)

借受人として決定された申請者に、以下の書類をお送りします。
送付までには、3～4週間を要する場合があります。

(1) 貸付決定通知書

(2) 契約保証金の納付書(必要に応じて)、貸付料の納入通知書

(3) 契約書2部



step5

契約書を確認・作成し、保証金※・貸付料を納付！

※必要な方のみ

本市から書類が届いたら、以下の手続きを行ってください。

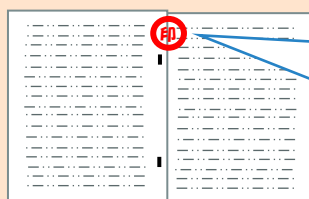
- (1) 契約書の内容を確認
- (2) 「借受人(乙)」欄に押印する(個人の場合は認印で構いません)
※日付は本市での押印時の日付となりますので、記入不要です。
- (3) 契約書の表面に収入印紙(200円)を貼り付け、割印する
(契約書は2部ありますが、1部のみに貼り付け、割印してください)
(収入印紙は、法務局、郵便局、コンビニエンスストア等で購入できます。)
- (4) 契約書各ページの間部部に割印する
- (5) 契約保証金※必要な方のみ、貸付料を支払う
- (6) 契約書2部(押印済み)と、
契約保証金※必要な方のみ及び貸付料の領収書写しを本市に送付
する(領収書写しは、写真やPDFをメールで送付いただいても構いません。)

【注意】

契約保証金は契約締結前まで、
貸付料は貸付開始日の前日までにお支払いが必要です。
(契約開始時までにお支払いいただけない場合は、保証人を立てた契約が必要です。)
上記手順のように、同時にお支払いいただくと、手続きがスムーズです。

【(3)の見本】
この辺りに、200円の
収入印紙を貼り、割印する

※契約書2部の
うち1部のみ



【(4)の見本】
契約書の見開き部分
に割印する(全ページ)

※契約書2部とも



step6

契約の締結(本市)

契約保証金※必要な方のみ及び貸付料の納付を確認後、契約書に
「横浜市道路・交通政策局長印」を押印し、申請者へお送りします。



step7

貸付開始！

貸付期間の初日から、土地の使用が可能です。

【注意】

- 土地の一部のみを使用する契約や、土地に工作物等を設置する契約では、
使用範囲等について、事前に本市職員の確認が必要な場合があります。
その場合は、契約手続きの中で調整させていただきます。
- 契約が終了する際には、原状回復が必要です。契約期間内に、借受人自
身で、土地を借りる前の状態に戻して、本市に返還していただきます。

公募スケジュール(参考)

R7.4.1から公募した場合のおおむねのスケジュールです。
休日、祝日等の関係で、毎月のスケジュールは変動しますのでご注意ください。

日	月	火	水	木	金	土
		4/1 公募開始 Step1,2	2	3	4	5
6	7	8	9	10 申込期間 終了	11 (本市) 申込内容の確認 借受人の選定期間 Step3,4	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	5/1	2	3
4	5	6	7	8	9 (本市) 貸付決定通知書等 の送付 (目安)	10 契約手続 き開始 Step5,6
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27 契約保証金、 貸付料納付 契約書返送 (目安)	28	29	30 (本市) 契約締結 (目安)	31
6/1 貸付開始 step7	2	3	4	5	6	7